

◎新潟県告示第290号

国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号。以下「省令」という。）第10条、第16条及び第25条並びに新潟県国民健康保険法施行条例（平成29年新潟県条例第47号。以下「条例」という。）第10条、第12条、第15条、第16条及び第19条により、次の表の左欄に掲げる係数等の平成30年度の数、同表の右欄に掲げる数とする。

平成30年3月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

省令第10条の知事が定める一般納付金基礎額調整係数	1.0494552201964
省令第16条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999991744
省令第25条の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数	0.999999972081
条例第10条の知事が定める医療費指数反映係数	1
条例第12条の知事が定める一般納付金所得係数	0.8725837626033
条例第15条の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数	0.7
条例第16条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.8641310488997
条例第19条の知事が定める介護納付金納付金所得係数	0.8649479887926